

調査報告書【概要版】

本報告書は、令和6年10月11日に学校から提出され、保護者に内容を確認いただいた後、同12月26日に市長に報告した報告書を基に、本市の公表ガイドラインに従って、和泉市教育委員会事務局が公表のための概要版として作成したものである。

1. 調査の目的、調査組織の構成

令和5年4月27日に和泉市内の中学校で発生した「いじめ」事案の状況把握ならびに解決に向けて、いじめの事実の有無及びこれまでのいじめ対応を検証するとともに、再発防止に向けた取組みを報告するもの。

学校いじめ防止対策委員会を調査主体とし、教育委員会からスクールロイヤー、チーフスクールソーシャルワーカー、チーフスクールカウンセラーなどの専門家等の人的支援を行い調査を実施。

2. 事案の概要について

和泉市内の中学校において、令和5年4月27日昼休み、被害生徒から担任教員に対し、同級生の生徒からいじめを受けたとの訴えがあった。同日3時間目の体育の時間、実技テストの順番を待っていた際、誰かが、「被害生徒の性器がたっている」と発言。その状態を確認するために5名の生徒が被害生徒に近づいた。そのうちの誰かが被害生徒を倒し、加害生徒1名が被害生徒のズボンをずらした。別の加害生徒1名がその状態を確認し「たってなかったわ」と発言した。学校が、加害生徒6名から聞き取りを行った結果、加害生徒1名がズボンをずらした、及び別の加害生徒1名が「たってなかったわ」と発言したという内容であった。学校は加害生徒2名に指導のうえ、被害生徒の保護者及び加害生徒2名の保護者へ報告した。

被害生徒は、その後数日登校したものの、令和5年5月23日より登校できなくなり、6月22日で30日間の欠席となり不登校となった。

3. いじめの定義等

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本事案は、「いじめ防止対策推進法第2条第1項」が示す上記の定義に則り、いじめ行為を調査、認定したものである。

4. いじめ行為の認定について

【認定した事実経過】

- ・令和5年4月27日（木）3時間目体育の授業において、ラジオ体操のテストを実施中、テスト受験のための待ち時間に、生徒待機場所にて発生。

- ①「性器がたっている」と言われた
- ②倒されて、ズボンをずらされた
- ③股間を触られた
- ④「たってなかったわ」と言われた。

【いじめの認定】

- ①「性器がたっていると言われたこと」…「いじめ」と認定。
※ただし、上記発言はあったものの、誰の発言であるかは不明。
- ②「加害生徒2名が、被害生徒を倒してズボンをずらしたこと」…「いじめ」と認定。
- ③「被害生徒が股間を触られたこと」…「いじめ」とは認定せず。
※関係生徒からの聞き取りから、行為の確認はできなかったため、
- ④「たってなかったわと言われたこと」…「いじめ」とは認定せず。
※上記発言があったのか又は誰が発言したのか不明のため、

5. 学校等の対応と課題について

- ・当該校は、事案が生じた時点でいじめとして確実に認知した上で、いじめの重大事態1号事案の疑いがあると認め、被害生徒が相当期間に亘って学校を欠席することを余儀なくされる疑いの

ある2号事案を視野に入れて、即時に対応する必要があった。

- ・本件について、当該校による確実ないじめ認知がされていたとはいいがたい状況があった。
- ・被害生徒から担任教員へいじめ被害の訴えがあったことを踏まえ、学年が中心となって加害生徒及び周辺生徒への指導などの対応を図った経過が見られるが、いじめアンケートを実施すること、被害生徒への支援や加害生徒への指導について、学校組織として共有し、対応を図る体制がとられることはなかった。
- ・当該校におけるいじめへの対応は、実質的に学年にゆだねられており、学校いじめ防止基本方針に沿ったものではなく、従来型の生徒指導対応の範囲に留まっていたと言わざるを得ず、この点が、本件における組織対応が不十分なものとなった大きな要因の一つ。
- ・学校いじめ防止基本方針が、身近でなく、運用しづらいものであるならば、教職員がいじめ対応の手引きとして活用できる内容に修正することも必要。
- ・当該校におけるいじめの研修は、学校アセスメントを基に、いじめ対応における学校の課題を明確にし、教職員が共通認識を持ってこそ実践につながる。
- ・管理職には、いじめ対応の取組みを見守り、支援し、導いていくこと（強いリーダーシップ）が求められる。
- ・中学校に不慣れな状況の中で生徒たちが社会的相互作用を繰り返す、新年度がスタートする4月であったことも大きな要因のひとつ。この時期は、生徒同士の関係性や、集団の動向について、特に注視する必要がある、このことを管理職と教職員は共に理解しておかなければならない。
- ・本件では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが、いずれの場面でも関与・活用されておらず、率直な助言や介入がされた形跡が見られない。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自身も学校教職員であることを認識し直し、関係する教職員に助言ができる立場にあることの強みを生かす必要がある。

6. 再発防止策の提言

学校における課題早期発見対応や課題未然防止教育、加えて発達支持的生徒指導の推進を図り、いじめを見逃さない、いじめが起こりにくい学校風土の醸成が求められる。そのため、生徒指導体制の再構築及び組織によるいじめ対応支援体制の再構築を図り、いじめにかかる取組みを通じて、本事案と同様の事案の再発防止に向け、以下の取組みをすすめる。

○生徒指導体制の再構築

- ・教職員の生徒へのかかわりの質の向上（年3回以上教職員研修を実施）
- ・生徒との面談時間の確保（学期に1回の個別面談の実施時、いじめに係る内容に触れる）
- ・報告、連絡、相談体制の整備（週1回生徒指導会議を実施し、報告・連絡する場を設定）
- ・教職員の意見が言える場の確保（学期に1回以上、取組みの合意形成をはかる場を設定）

○いじめにかかる取組みの整備と強化

- ・学校いじめ防止基本方針の実効性や効果の検証の実施
（年度初めの全教職員での読み上げとシミュレーション、学期に1回の見直し検討会の実施）
- ・生徒に対するいじめ防止教育（全生徒対象のいじめ防止教室を年1回以上実施）
- ・いじめに対する認識を深める研修の実施（年1回以上教職員研修を実施）
- ・認知した事案の組織対応委員会の立ち上げ方法の具体化
- ・記録の作成と保存
- ・アンケートなどの可視化
- ・相談窓口の再周知

○外部専門家との連携

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携
- ・スクールロイヤーとの連携

○市教育委員会との連携

- ・チーフスクールカウンセラー、チーフスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、社会福祉士、指導主事からなる市学校支援チームの派遣の要請、体制再構築に係るモニタリングを依頼